

【主催】鶴岡商工会議所

◆◆◆経営安定セミナーのご案内◆◆◆

～40年ぶりの大改正！相続法改正が私たちに与える影響とは？～

知っておきたい！経営者のための…

民法相続法改正のポイント

約40年ぶりに改正された相続法が2019年7月から本格施行されました。自筆証書遺言の要件緩和と保管制度、義父母の介護が報われる『特別の寄与』、配偶者の居住権の保護、故人の貯金の一部が引き出せる制度、遺産分割や遺留分制度に関する見直しなど、この改正が私たちの生活や事業(ビジネス)にどのような影響をもたらすのか…? 具体的な事例を交えて分かりやすく解説いたします。是非、この機会に皆様多数のご参加をお待ちしております。

主な講座内容

1. 民法相続法改正のポイント

- ・(事例)改正前と改正後での変更点・ポイント
- ・経営者のライフステージと終活の心得
- ・民法改正の活用と注意点 他

2. 会社をどうする…? 誰に継がせる…?

- ・後継者の選び方(親族・親族外の違い、男性・女性の違い)
- ・後継者をどう育てるか? 後継者は一日にしてならず
- ・後継者への繋ぎ方、後継者がいない場合、スモールM&A 他

3. 安心な老後のために、財産管理と相続対策

- ・遺言とエンディングノート、私の優先順位は? 何を書く?
- ・老後の資産管理と財産管理、会社と個人の両方を考える
- ・認知症への備え、任意後見、信託 他

講師
プロフィール

中島典子税理士事務所 代表
財産コンサルタント 税理士

なかじま のりこ
中島 典子 氏



知人のオーナー経営者の倒産現場を立て続けに目の当たりにし、倒産は、会社だけでなく、経営者、取引先、社員、家族…と会社に関わるすべての人を巻き込み苦しませることを痛感。倒産現場にはもう二度と遭わない、と決意。その後、同様の状況に陥っても倒産に至らない事例に遭遇したことを契機に、オーナーにしっかりと寄り添うオーナーと会社を守る専門家としての使命を抱き、「財産コンサルタント」として独立。相続事業承継に関わり25年の経験と200回以上登壇・受講者延べ5,000人超のセミナー・講演は「わかりやすい」、「やる気が出た」「目線が広がった」と大好評を得ている。

日時 令和2年10月14日(水) 13:30~15:30

場所 出羽庄内国際村 国際村ホール 定員 30名(先着順)

主催 鶴岡商工会議所 経営支援課 共催 (公社)鶴岡法人会 / 鶴岡商工事業協同組合

申込方法 下記申込書に必要事項をご記入のうえ、FAXまたは電話にてお申し込み下さい。
(FAX 0235-24-6171 TEL 0235-24-7711)

※新型コロナウイルス感染症予防対策の為、マスクの着用をお願いします。会場は換気等を十分に行い、予防対策を講じております。

受講
無料

10/14(水)開催 「民法相続法改正のポイント」 セミナー受講申込書 ※このままFAXして下さい。

事業所名		TEL	
		FAX	
所在地			
受講者名			
業種	製造・建設・小売・卸売・サービス・飲食・その他 ※業種に○を囲んで下さい。		

※ご記入いただいた個人情報は主催者からの各種連絡・情報提供のために利用する他、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用する事があります。